

○北海道警察指掌紋取扱規程

北海道警察本部訓令第30号

平成11年12月28日

改正 平成13年9月18日北海道警察本部訓令第27号、平成16年12月28日第22号、
平成19年12月27日第27号、平成28年12月19日第32号

[北海道警察指紋等取扱規程]を次のように定める。

北海道警察指掌紋取扱規程

北海道警察指紋等取扱規程（昭和44年北海道警察本部訓令第31号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この訓令は、指掌紋取扱規則（平成9年国家公安委員会規則第13号。以下「規則」という。）、指掌紋取扱細則（平成9年警察庁訓令第11号。以下「細則」という。）及び十指指紋の分類に関する訓令（昭和44年警察庁訓令第9号）に定めるもののほか、北海道警察（以下「道警察」という。）における被疑者の指紋及び掌紋（以下「指掌紋」という。）の管理及び運用の適正を図るため、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この訓令において「指紋記録」、「指紋資料」、「指紋記録等」、「掌紋記録」、「掌紋資料」、「掌紋記録等」、「処分結果記録」、「処分結果資料」、「現場指紋」、「現場掌紋」、「協力者指紋」、「協力者掌紋」、「遺留指紋」又は「遺留掌紋」とは、それぞれ規則第2条に規定する指紋記録、指紋資料、指紋記録等、掌紋記録、掌紋資料、掌紋記録等、処分結果記録、処分結果資料、現場指紋、現場掌紋、協力者指紋、協力者掌紋、遺留指紋又は遺留掌紋をいう。

2 この訓令において「ライブスキャナ」とは、細則第1条第1項に規定するライブスキャナをいう。

（指掌紋情報管理システム）

第3条 規則及び細則の規定に基づく道警察における被疑者の指掌紋に係る電磁的情報の処理は、北海道警察本部（以下「警察本部」という。）に設置する電子計算機等並びにこれに電気通信回線で接続される方面本部及び警察署に設置するライブスキャナを使用して情報処理を行う電子計算組織（以下「指掌紋情報管理システム」という。）により行うものとする。

2 指掌紋情報管理システムの運用要領は、別に定める。

（基本方針）

第4条 道警察における被疑者の指掌紋の取扱い及び指掌紋情報管理システムの運用に当たっては、関係する所属が相互に協力して、業務の効率化及び捜査活動の円滑化を図るとともに、指掌紋情報管理システムの有効性の向上及び安全性の確保に努めなければならない。

（指掌紋記録等の作成）

第5条 警察本部若しくは方面本部の犯罪捜査を担当する課（課に相当するものを含む。）の長又は警察署長（以下「警察署長等」という。）は、規則第3条第1項の規定による身体の拘束を受けている被疑者の指紋記録等及び掌紋記録等（以

下「指掌紋記録等」という。)の作成は、これを確実に行わなければならない。

- 2 警察署長等は、規則第3条第2項の規定による身体の拘束を受けていない被疑者の指掌紋記録等の作成は、当該被疑者の承諾を得て、積極的に行うように努めるものとする。この場合において、当該被疑者が少年であるときは、当該少年の心情に配慮した措置を講ずるものとする。

(指掌紋記録等の送信等)

第6条 警察署長等は、規則第4条第1項の規定によりその作成した指紋記録及び掌紋記録をライブスキャナにより警察庁刑事局犯罪鑑識官(以下「警察庁犯罪鑑識官」という。)及び北海道警察本部刑事部鑑識課長(以下「警察本部鑑識課長」という。)に送るときは、指掌紋記録等作成処理簿(別記第1号様式)を作成し、その経過を明らかにしておくものとする。

- 2 警察署長等は、規則第4条第2項の規定によりその作成した指紋資料及び掌紋資料を警察本部鑑識課長に送るときは、指掌紋資料送付書(別記第2号様式)を添付して行うとともに、指掌紋記録等作成処理簿を作成し、その経過を明らかにしておくものとする。

(処分結果記録の作成等)

第7条 警察署長等は、規則第5条第1項の規定によりその作成した処分結果記録をライブスキャナにより警察庁犯罪鑑識官及び警察本部鑑識課長に送るときは、指掌紋記録等作成処理簿に、当該処分結果に係る事項を記載しておくものとする。

(指掌紋記録等及び処分結果記録の整理保管)

第8条 警察本部鑑識課長は、規則第4条第4項の規定により警察署長等から送信又は送付を受けた指掌紋記録等及び規則第5条第2項の規定により警察署長等から送信を受けた処分結果記録を整理保管するときは、指掌紋情報管理システムの登録装置に記録するとともに、その受理状況を電磁的方法により記録し、経過を明らかにしておくものとする。

(指掌紋記録等に係る身上事項等の訂正等)

第9条 警察署長等は、細則第3条第1項又は細則第5条第1項の規定により指掌紋記録等に係る身上事項又は処分結果記録に係る処分結果の追加又は訂正の内容をライブスキャナにより警察庁犯罪鑑識官及び警察本部鑑識課長に通知したときは、当該通知に係る事項について、指掌紋記録等作成処理簿を整備しておくものとする。

(現場指掌紋の送付)

第10条 警察署長等は、規則第6条第1項の規定により採取した現場指紋又は現場掌紋(以下「現場指掌紋」という。)を警察本部鑑識課長に送付するときは、現場指掌紋送付書(別記第3号様式)を添付して行うとともに、現場指掌紋送付簿(別記第4号様式)に所定事項を記入し、その経過を明らかにしておくものとする。

- 2 前項の規定による現場指掌紋の送付を受けた警察本部鑑識課長は、現場指掌紋受理簿(別記第5号様式)に所定事項を記入し、その経過を明らかにしておくものとする。

(現場指掌紋の対照)

第11条 警察本部鑑識課長は、規則第6条第2項の規定により警察署長等から送付を受けた現場指掌紋と協力者指紋又は協力者掌紋(次項において「協力者指掌紋」という。)とを対照したときは、当該警察署長等に対し、その結果を現場指掌紋対照結果通知書(別記第6号様式)により通知するものとする。

2 前項の場合において、警察本部鑑識課長は、警察署長等から送付を受けた現場指掌紋のうち、対照不能なもの及び対照の結果協力者指掌紋と一致したものについては、裁断その他復元できない方法により廃棄するものとする。

(遺留指掌紋の照会)

第12条 警察本部鑑識課長は、規則第6条第3項の規定により遺留指紋又は遺留掌紋（以下「遺留指掌紋」という。）について、警察庁犯罪鑑識官に対し、該当する指紋記録又は掌紋記録の有無を照会するときは、その処理状況を電磁的方法により記録し、経過を明らかにしておくものとする。当該照会に係る回答を受けたときも、同様とする。

2 警察本部鑑識課長は、規則第6条第5項の規定により警察署長等に対し遺留指掌紋に係る照会の回答を通知するときは、現場指掌紋対照結果通知書により行うものとする。

(遺留指掌紋の整理保管等)

第13条 警察本部鑑識課長は、規則第6条第5項の規定による通知をしたときは、当該通知に係る遺留指掌紋を遺留指掌紋保管袋（別記第7号様式）に収納の上、警察署別、年次別及び番号順に保管するものとする。

2 警察本部鑑識課長は、前項の規定により保管する遺留指掌紋（以下この項において「保管遺留指掌紋」という。）について、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該保管遺留指掌紋を裁断その他復元できない方法により廃棄するものとする。

(1) 保管遺留指掌紋に係る事件の被疑者を検挙し、確定判決を経たとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、保管遺留指掌紋を保管する必要がないと認めたととき。

(指名照会)

第14条 警察署長等は、規則第8条第1項の規定により警察本部鑑識課長に対し被疑者と認められる者の氏名を指定してその者の指掌紋記録等と遺留指掌紋との対照の依頼（以下この条において「指名照会」という。）をするときは、電話又は文書により行うとともに、指名照会記録簿（別記第8号様式）に所定事項を記入し、その経過を明らかにしておくものとする。当該指名照会に係る回答を受けたときも、同様とする。

2 警察本部鑑識課長は、規則第8条第2項の規定により指名照会の結果を当該指名照会をした警察署長等に回答するときは、電話又は文書により行うとともに、指名照会受理簿（別記第9号様式）に所定事項を記入し、その経過を明らかにしておくものとする。

(被疑者に係る指掌紋照会)

第15条 警察署長等は、規則第9条第1項の規定により警察庁犯罪鑑識官に対し指紋記録及び掌紋記録に係る被疑者の身上事項及び処分結果を照会するとき又は同条第2項の規定により警察本部鑑識課長に対し指紋資料及び掌紋資料に係る被疑者の身上事項及び処分結果について警察庁犯罪鑑識官に対する照会を依頼するときは、被疑者指掌紋照会処理簿（別記第10号様式）に所定事項を記入し、その経過を明らかにしておくものとする。当該照会に係る回答を受け、又は回答の内容の通知を受けたときも、同様とする。

2 警察本部鑑識課長は、前項に規定する照会の結果を当該照会を依頼した警察署

長等に通知するときは、電話又は文書により行うとともに、その処理状況を電磁的方法により記録し、経過を明らかにしておくものとする。

(変死者等に係る指掌紋照会)

第16条 警察署長等は、規則第10条第1項の規定により警察本部鑑識課長に対し、変死者等の指紋及び掌紋を押なつし、並びに当該変死者等に関連する事項を記載した資料を作成し、これを送付することにより、当該指紋及び掌紋に係る変死者等の身上事項及び処分結果について警察庁犯罪鑑識官に対する照会を依頼するときは、変死者等指掌紋照会処理簿（別記第11号様式）に所定事項を記入し、その経過を明らかにしておくものとする。当該照会に係る回答の内容の通知を受けたときも、同様とする。

2 警察本部鑑識課長は、前項に規定する照会の結果を当該照会を依頼した警察署長等に通知するときは、電話又は文書により行うとともに、その処理状況を電磁的方法により記録し、経過を明らかにしておくものとする。

(指掌紋情報管理システムによる事前検索)

第17条 警察本部鑑識課長は、警察庁犯罪鑑識官に対して行う第12条第1項に規定する遺留指紋に係る照会、第15条第1項に規定する指紋記録等に係る被疑者の身上事項及び処分結果の照会又は前条第1項に規定する変死者等の指紋に係る当該変死者等の身上事項及び処分結果の照会については、事前に指掌紋情報管理システムにより道警察において保管する指紋記録との該当の有無を検索し、該当のないものについて警察庁犯罪鑑識官に対する照会を行うものとする。この場合において、道警察において保管する指紋記録に該当したときは、第12条第2項、第15条第2項又は前条第2項に規定する警察署長等への通知方法に準じて、検索の結果を当該照会に係る警察署長等に回答するものとする。

附 則

この訓令は、平成12年1月4日から施行する。

附 則（平成13年警察本部訓令第27号）

この訓令は、平成13年10月1日から施行する。

附 則（平成16年警察本部訓令第22号）

この訓令は、平成17年1月1日から施行する。

附 則（平成19年警察本部訓令第27号）

この訓令は、平成20年1月1日から施行する。

附 則（平成28年警察本部訓令第32号）

1 この訓令は、平成29年1月1日から施行する。

2 この訓令の施行の際現にこの訓令による改正前の北海道警察指掌紋取扱規程の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この訓令による改正後の北海道警察指掌紋取扱規程の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

※ 別記様式は省略